

(専門研修課程 I)

令和 2 年 2 月 28 日

介護支援専門員法定研修受講者 各位

大阪府福祉部高齢介護室

介護支援専門員法定研修の実施について

今般、新型コロナウイルス感染症については、国内外で感染事例が確認されており、その感染力の強さが指摘され、全国的に感染拡大防止の対策がなされているところです。

このような状況の下、令和 2 年 2 月 25 日付け厚生労働省老健局振興課事務連絡において介護支援専門員資格の更新に係る研修については、研修の延期・中止により本来の資格更新時期を過ぎた場合であっても、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いを可能とする見解が示されました。

これを受けて大阪府において検討した結果、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 専門研修課程 I

介護支援専門員証の有効期間の更新に係る研修については、研修の実施を延期します。

延期した研修の振替日程及び介護支援専門員証の有効期間が満了した場合の更新申請の取扱い等については、別途研修実施機関から連絡します。

令和2年3月2日

介護支援専門員研修
受講者の皆さまへ

公益社団法人大阪介護支援専門員協会

令和元年度大阪府介護支援専門員研修
「専門研修課程Ⅰ」
開催日延期のお知らせ

日頃は、当協会が実施する研修に、ご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。さて、この度、新型コロナウイルス拡大に伴い、大阪府から「令和元年度大阪府介護支援専門員研修」の延期することが決定した旨の連絡がありましたので、お知らせいたします。大阪府からは、「介護支援専門員研修（専門研修課程Ⅰ及びⅡ）の、介護支援専門員証の有効期間の更新に係る研修については、研修の実施を延期します。」とのことであります。

なお、延期となりました11日目と12日目の研修の実施については、現時点では開催時期は未定であり、大阪府との協議の上、日程が決定次第ご連絡させていただきます。

また、研修の実施を延期したことにより、介護支援専門員証の有効期間満了日以内に研修がすべて終了しないおそれがある方につきましては、同封いたしました「新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月25日厚生労働省老健局振興課 事務連絡）をご確認いただき、大阪府福祉部高齢介護室介護支援課利用者支援グループ（06-6941-0351）まで、ご連絡をお願いいたします。

その他、ご不明な点等がございましたら、お手数ではございますが、下記までお問い合わせください。よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

公益社団法人 大阪介護支援専門員協会

コールセンター 電話 06-6390-4010

事務局 電話 06-6943-0577

受付時間：平日 午前9時～午後6時

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 25 日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員等法定研修の臨時的な
取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症への対応のため、介護支援専門員等の法定研修に定めのある介護施設での実習等に支障が生ずる場合も考えられます。

このような場合には、法定研修の主催者である都道府県の判断により、以下の対応を取ることが出来ることとします。

- 法定研修を延期・中止する
- その結果、本来の資格更新時期を過ぎてしまう主任介護支援専門員や、介護支援専門員については、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いとする

については、本事務連絡について、管内の関係者に広く周知をお願いします。

【担当者連絡先】

厚生労働省老健局振興課人材研修係 川部、原

TEL : 03-5253-1111 (内線 3978、3936) FAX : 03-3503-7894

Mail : shinkou-jinzai@mhlw.go.jp